

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

▶▶▶ 書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施

- ◆ 原則として、毎年全施設の立入調査を実施する方針としている自治体でも、新型コロナウイルス影響下では、全施設に対して立入調査を実施することが難しいため、代わりに書面による調査を実施した。
- ◆ また、書面調査を基本としつつも、自治体内で優先的に立入調査を実施する保育施設を定め、特に指導・監督が必要な保育施設に重点を置いて立入調査を実施した。

優先順位の考え方例

～各自治体が優先的に立入調査を実施した施設～

佐賀県

- 新規に設立された施設
- 巡回支援指導を実施していない施設 等

横浜市

- ベビーホテル（年1回の立入が必須とされているため）
- 前年度文書指導を実施した施設（改善を確認した施設も含む）
- 新規に設立された施設で立入調査が未実施の施設
- その他区で立入が必要と判断した施設
（保護者や内部職員から苦情が入って特別立入調査を実施した施設、立入調査等で保育内容が不適切な可能性があるかと判断した施設など）等

さいたま市

- 新規に設立された施設
- 昨年度文書指導を行った施設
- 昨年度立入調査未実施の施設
- 昨年度口頭指導を行った施設 等

茨城県

- ベビーホテル
- 新規に設立された施設
- 過去に文書指導をしていて認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付していない施設 等